

官報 号外 昭和四十一年五月十三日

○第五十一回 参議院會議錄第二十七号

昭和四十一年五月十三日(金曜日)

午前十時二十四分開議

いたします。

○議事日程 第二十九号

昭和四十一年五月十三日

午前十時開議

第一 地方公営企業法の一部を改正する法律案

(閣法第一〇七号)(趣旨説明)

第二 航空業務に関する日本国政府とソヴィエト社会主义共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第三 運輸省設置法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、日程第一 地方公営企業法の一部を改正する法律案(閣法第一〇七号)(趣旨説明)

一、地方公営企業法の一部を改正する法律案(衆第三八号)、地方公営企業財政再建促進特別措置法案及び公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一、日程第二 航空業務に関する日本国政府とソヴィエト社会主义共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

一、日程第三 運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略

昭和四十一年五月十三日 參議院會議錄第二十七号

議長の報告

同	社会労働委員	山崎	林	林
	農林水産委員	村田	昇君	塩君
	商工委員	阿部	鈴木	山崎
	通信委員	前川	田中	昇君
	建設委員	片山	武夫君	塩君
同	決算委員	田中	一君	塩君
	懲罰委員	鈴木	竹松君	秀三君
	災害対策特別委員	小平	芳平君	昇君
	産業公害対策特別委員	浅井	芳平君	塩君
	産業公害対策特別委員	小平	芳平君	塩君
	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
	災害対策特別委員	浅井	亨君	塩君
	農林水産委員	田中寿美子君	田中寿美子君	塩君
	大蔵委員	柳岡	秋夫君	塩君
	文教委員	柳岡	秋夫君	塩君
	同	社会労働委員	山崎	昇君
	同	農林水産委員	前川	日君
	同	商工委員	市川	日君
	同	通信委員	房枝君	日君
	建設委員	鶴園	哲夫君	日君
	決算委員	鈴木	哲夫君	日君
	憲罰委員	田中	一君	日君
	同	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
	決算委員会	松澤	兼人君	日君
	同	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
	決算委員会	高橋	順造君	日君
	同	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
	決算委員会	岡田	宗司君	日君
	同	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
	決算委員会	中村	秀三君	日君
	同	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
	決算委員会	中村	恒雄君	日君
	同	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
	決算委員会	松澤	兼人君	日君
	同	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
	決算委員会	山本伊三郎君	山本伊三郎君	日君
	同	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
	決算委員会	市川房枝君	市川房枝君	日君
	同	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
	決算委員会	柳岡秋夫君	柳岡秋夫君	日君
	同	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
	決算委員会	田中寿美子君	田中寿美子君	日君
	同	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
	決算委員会	鶴園哲夫君	鶴園哲夫君	日君
	同	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
	決算委員会	中村順造君	中村順造君	日君
	同	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
	決算委員会	昭和四十一年五月十日	通信委員長 田中	一
	参議院議長 重宗 雄三殿			
	同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。			
	第三次国際すず協定の締結について承認を求めるの件			
	同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認した旨衆議院に通知した。			
	地震保険に関する法律案			
	地震再保険特別会計法案			
	同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。			
	同日本院において承認することを議決した左の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。			

げます。

水道、交通、病院等の地方公営企業は、地方自治行政の重要な一環として発展してまいりました。一方、近年赤字が累積し、法適用企業で、昭和三十五年度における赤字わずか六十億円でありましたものが、自民党池田内閣の所得倍増計画と軌を一にし、毎年度、前年度より赤字は倍ずつ上がりつゝあります。昭和三十九年度では三百七十六億円、佐藤内閣が引き継がれました三十九年度では六百六十億円、自治大臣はここまで数字しかおつしやりませんでしたけれども、自治省の推計においては、四十年度の決算では、九百億円から一千億円の累積となることが予想され、まさにこの五年間で赤字十五倍増であります。

この赤字の大半は、東京をはじめとする大都市、

次いで中小都市であり、高度経済成長政策の結果として、都市へ産業と人口が集中し、水道は拡張

に次ぐ拡張で追い回され、交通は、路面電車は行

き詰まり、収入が減退する上に、地下鉄への移行を余儀なくされ、これは一キロメートル当たり三十億円ないし五十億円という、とほらもない設備費を要するのに、これらの資金措置に、政府はろくな対策を行なわなかつたことが、今日の公営企業の危機をつくつた原因なのであります。(拍手)

料金値上げ問題で地方議会は混乱し、企業合理化の強行で各地で労働組合とのトラブルが絶えません。それにもかかわらず、かかる事態に対するものとしての政府の地方公営企業法改正案は、危機の原因をつくったのは政府御自身であるにもかかわらず、その反省がなく、困り果てている地方に対し、国の援助措置は、昭和四十一年度予算でただの一億五千万円の利子補給だけで、すべて地方政府の企業責任を追及するだけに終始しておられます。このような政府案では、危機打開は全く不可能であるのみか、住民は料金値上げに、企業で働く職員は首切りのそれぞれの不安に、おののくのみであります。そこで、わが党は独自の法案

と提出し、ここに御審議を願ふこととしたわけあります。

以下、わが党三法案の内容につき、政府案と対比しながら、その要点のみを御説明申し上げます。

第一は、いわゆる独立採算制の問題であります。

政府案では、病院等を除き、公営企業はすべて

経営収入のみでまかない、独立採算制を強める

ものとされておりますけれども、わが党案では、

公営企業を二種類に分け、水道とか交通、ガスの各事業は、公共性が高く、住民生活に直接つながる事業ですから、一般会計からの繰り入れを認め、独立採算制によらないものとし、工業用水道と電気事業は、直接には賛同会社への供給な

ど、独立採算制によるものとしているのであります。

なお、病院、簡易水道等は、条例の定めに従

い、法の一部または全部を適用し得ることとした

しました。

第一に、企業管理者について、政府案では、これ

を任期四年の特別職とし、経営がうまくいかない

ときには罷免するとし、契約の締結、資産の取得

や処分等の権限を強化しておりますが、われわれ

は、その反面、首長や議会の地方公営企業に対す

る権能を縮小している点は、誤りであると思うの

であります。わが党案では、管理者は必ず置き、

その運営において地位の強化をはかるべきである

としており、首長や議会の権限は、これを弱める

ことなく、公営企業の危機打開のためにも、首長

や議会が住民から直接選挙された立場で全責任を

持つて当たるべきであると、かように考へるのであります。

第三に、公営企業の料金については、政府案で

は、能率的な経営における適正な原価を基礎とす

ることとしておりますが、わが党案では、工業用

水道等の料金については、相手が負担能力のある

赤字事業に再建計画の樹立を強要することができ

ます。

政府案では、こゝ内容の貧弱な赤字企業に対する

財政再建債と利子補給を行なうだけで、その反

面、自治大臣の公営企業に対する統制権を大幅に

高めることであります。つまり自治大臣は、

擴大しておるのであります。

政府案では、こゝ内容の貧弱な赤字企業に対する

財政再建債と利子補給を行なうだけで、その反

面、自治大臣の公営企業に対する統制権を大幅に

高めることであります。

て、「適正な原価」の名のもとに、資本報酬分や、それぞれ料金のコスト計算に入れるなど、民間企業の利潤追求に近い方法が、この改正案の中には盛られております。職員の給与についても、公務員給与の体系から切り離さうとして、そのときの経営状況によって左右され、かつ、能率給的な性格を強調した民間給与方式に改変しようとしております。

こうした数々の改正の結果は、事業の公共性よりは、経営の独算制を保つことに急となりまして、住民に対しては料金の引き上げとサービスの低下を起こし、職員に対しては労働強化と給与条件の切り下げを来たすことは、火を見るよりも明らかでございます。永山自治大臣の、この点についての見解を、特に、今回の改正案が将来的料金問題に対してどんな影響を与えるかを、明らかにしていただきたいと思います。

また、この改正は、形式的には、事業管理者の権限を強化させたように見せておりますけれども、事業運営の急所の点は、ほとんど政令事項としてワクをはめているのであります。結局は、地方団体の長の権限や、地方議会の関与を排除した後にも、政令というクッションを通じて、この地方公営企業と管理者に対する中央支配を行なうことができるよう、巧妙に仕組まれていると思うのであります。ですが、永山自治大臣の御答弁を伺いたいと思うのであります。

最後の質問は、赤字再建問題についてであります。この法律案によりますと、六百六十億円と見られる三十九年度末までの累積赤字を、長期の再建債に切りかえて、たな上げをさせ、年六分五厘以上のものについては、国から利子補給を行ない、ほぼ五カ年間をめどに赤字を解消させようと方議会の議決を経つづくことが条件となつてゐるのであります。ちょうど十年前に地方団体は同

じような経験をいたしました。当時、七百億円の赤字をかかえて、地方財政再建整備促進法による再建問題と取り組んだのであります。そして、再建計画に対する自治大臣の承認を取るために、自治省の意向のままに、住民に対してはサービス業務の切り下げ、職員に対しては首切りと給与の引き下げ等、大きな犠牲をいられたのであります。今回の場合も、法の定める赤字解消への仕組みは全く同じであります。違うところは、前回は一般会計について行なわれましたが、今回の場合は、独立採算制をとった特別会計について行なわれているということだけであります。

そこで、自治大臣にお伺いをいたしますが、たゞえ地方議会で議決した再建計画であつても、自治大臣が承認をしなければ再建債は許可しないのでありますから、事実上、地方議会の議決権限といふものは、中央政府の意向のワク内に縛られる結果となるわけであります。憲法に規定された地方自治権の干犯であると思いますが、自治大臣はどうお考えになりますか。また、経営の独立採算制のまま再建が行なわれるのではありますから、たな上げ赤字の償還財源のために、住民に対しては、交通、水道等の料金の値上げが強行されるようになり、職員に対しては、首切り合理化、給与の引き下げ等が押しつけられることになると思うのであります。大臣の御見解を承りたいと思います。このような再建方式は、国の施策の破綻と独立採算制が生んだ経営の危機を、住民と職員へしわ寄せすることによって乗っ切らうとする、悪質なやり方であり、むろん法律案としては改悪であると思うのであります。が、自治大臣のこの点についてのお考えを伺いたいと思います。

なお、安井君には、同君の提案されている改正法律案は、この赤字再建の方式について、どういう形で、どういったところを急所に考えてされているか、その点を明確にしていただきたいと思います。

○國務大臣佐藤榮作君登壇、拍手）
公営企業に対しての政府の基本的態度はどうな
のか、従前同様、独立採算制を維持するのか、
こういふお尋ねでございます。結論から申します
と、今日まで私どもがとてまつておりますそ
の態度、また、独立採算制につきまして、ただ
いまえらる必要はない、かように考えておりま
すが、ただ最近は、御指摘にもありましたよう
に、地方公営企業におきましては赤字が非常に累
積いたしました。たいへんな金額に達しております
。これをこのままにしておくわけにはいかな
い。ただ、抽象的な独立採算制というだけで自治
体におまかせするわけにもいかなくなつておる。
ここに中央政府といたしましても、適切な処置を
とらなければならぬ。それが、今回の再建債の發
行になつたり、あるいは利子補給の制度になつた
りしておるわけであります。申すまでもないこと
であります、企業制度そのものが、やはりこう
いう赤字の累積を生じた原因でもある、かよう
に考えますので、この企業制度その根本に
ついて、さらに、管理体制の整備なり、さらによ
く、財政のあり方についても、一般財政と企業財
政との区分を明確にすることによりまして、企業
の健全化をはかつていくつもりであります。この
ことが、いわゆる独立採算制であります、しか
し、過去の累積赤字は、一応処置する方法を別に
いたしまして、ただいまのように、再建債を發行
することにより、また将来も赤字が出てこないよ
うに、そういう態度といたしましては、この種の
企業がたいへんな設備資金を必要とする、こうい
う点にもかんがみまし、長期低利の資金を供給
するよう、さらによく、利子補給等について
も、地下鉄の建設の場合にとつたような制度を、
さらに拡充し得るやいなや、これらを検討してい
く必要があると、かように私は思います。
ただいま、この独立採算制でいくなれば、住民
に対しては料金の値上げということによつて、こ

れを圧迫し、また、職員に対しても労働の強化を来たす、こう言って、独立採算制の示すそれぞれの弊害を指摘されております。しかし、私は、この種の事柄は、一般的の税でまかなわるとか、あるいは国費でこれがかかると、こういうわけにはいかないものだ、かのように私は思つております。国費といつても、また、一般の地方財源と申しましても、これも国民の負担であります。このことを考えますと、やはり受益者負担と申しますが、利用者負担、これをまず第一に考えるのが当然だと思います。（工業用水はどうする」と呼ぶ者あり）そういう意味では、さらに十分、企業の合理化をはかり、また、公共性が重いだけに、十分のサービスを提供するように、この上とも合理化等に努力することだと、かように私は考えております。

ただいま工業用水についてのお尋ねがございま
すが、工業用水については、後ほど自治大臣からお答えすると、かように思いましたので、私は省いたのでござります。工業用水に対する補助がで
きましたその経緯をお考えになれば、これは土地の沈下の防止のために地下水のくみ上げを停止し
た。そのため産業界がこうむる影響等を考え、
国際競争力、これを保持する、こういう意味で工
業用水を安くした、こういう経過は、占部君は御
承知のとおりだと思います。また、簡易水道につ
いては、すでに助成をしておりますことも御承
知のこととありますので、工業用水と上水道とを全
然区別しておる、こういふものでないことは御承
知おき願いたいと思います。（拍手）

〔国務大臣永山忠則君登壇、拍手〕

○國務大臣（永山忠則君） この改正案は、やはり公共性と、受益者負担と、能率化の、三者を総合調和いたしてやる考えでござりまするので、問題の焦点は、その実際運用、実施の面で、ただいまいろいろお話をありました点は、十分ひとつ話し合いのできるものであると、基本的に考えておるわけござります。ことに公共性の問題につきまして

○國務大臣佐藤榮作君 登壇
公營企業に対する政府の基本的な考え方、從前同様、独立採算制を維持するに、地方公營企業におきましては積みたしました。たいへんな金額ですが、ただ最近は、御指摘にもあります。結構な赤字をこのままにしておくわけではありませんが、企業制度そのもの、いわゆる独立採算制と、体におまかせするわけにもいかないから、ここに中央政府といたしましてもうらなければならぬ。それが、今行になつたり、あるいは利子補給費としてお支給するわけでもあります。申しますが、企業制度そのもの、いわゆる独立採算制であつた、財政のあり方についても、一政策との区分を明確にすることによって、さらに、管理体制の整備化をはかつていいくつもりで、いたしまして、ただいまのように、過去の累積赤字は、一応処置いたしまして、ただいまのようによく必要があると、かように私は思ふに、さらにまた、利子補給費も、地下鉄の建設の場合はとつたさらには充て得るやうなやうに、これに対しては料金の値上げというこ

するお尋ねは、
の態度はどうな
れ持するのか、
論から申します
ておりますそ
うに累
くましても、ただ
に考えておりま
りましたよ
うな赤字が非常に累
に達しております
くまつても、ただ
に達しておる。
くまつても、ただ
に達しておる。

れを圧迫し、また、職員に対しては労働の強化を来たす、こう言って、独立採算制の示すそれぞれの弊害を指摘されております。しかし、私は、この種の事柄は、一般的の税でまかなわれるとか、あるいは国費でこれをかわると、こういうわけにはいかないものだ、かように私は思つております。国費といつても、また、一般の地方財源と申しますが、これも国民の負担であります。このことを考えますと、やはり受益者負担と申しますか、利用者負担、これをまず第一に考えるのが当然だと思います。(工業用水はどうする)と呼ぶるあります。そういう意味では、さらに十分、企業の合理化をはかり、また、公共性が重いだけに、十分のサービスを提供するように、この上とも合理化等に努力することだと、かよろに私は考えております。

ただいま工業用水についてのお尋ねがございま
すが、工業用水については、後ほど自治大臣からお答えすると、かよろに思いましたので、私は省
いたのでござります。工業用水に対する補助がで
きましたその経緯をお考えになれば、これは土地
の沈下の防止のために地下水のくみ上げを停止し
た。そのために産業界がこらむる影響等を考え、
国際競争力、これを保持する、こういう意味で工
業用水を安くした、こういう経過は、占部君は御
承知のとおりだと思います。また、簡易水道につ
いては、すでに助成をしておりますことも御承知
のことありますので、工業用水と上水道とを全
然区別しておる、こういうものでないことは御承
知おき願いたいと思います。(拍手)

〔國務大臣永山忠則君登壇、拍手〕

は、お説のように、その度合いによりまして、十分に政府なり地方団体が、これに財政的援助をする必要があると考えております。その限度をどうするかという問題にしばられております。たとえば地下鉄の関係におきましては、本年も補助金を去年よりは倍にふやしました。四億を八億にふやしております。しかし、大体、やはり相当団体が補助すべきものであると考えまして、この一年間に十分ひとつ皆さん方と検討して、どの程度団体が補助していくかということがきまりまして、そしておあります。しかし、大体、やはり相当団体が補助すべきものであると考えまして、この一年間に十分ひとつ皆さん方と検討して、どの程度団体が補助していくかということがきまりまして、そしておあります。しかしながら、大体、やはり相当団体が補助すべきものであると考えまして、この一年間に十分ひとつ皆さん方と検討して、どの程度団体が補助していくかということがきまりまして、そしておあります。

の法改正によると、その財政再建計画を立てて五年以内に解消するようになつておりますが、これは非常に困難なことであります。政府は從来、赤字になれば、何でも料金値上げを行なつておりますが、公共料金の値上げは国民生活に影響するところ甚大であります。今回も、明らかに値上げをせよと言わんばかりの五年解消論であります。五年で再建計画が十分できるという見通しに対して、はたして自信はあるのかどうか。むしろ十五年ぐらいに計画延長をすべきであると思ひますが、いかがですか。

国が打ち出した経済の高度成長により、都市人口の急増、消費生活の向上などのため、事業数や規模が著しく拡大して、三十九年度末には全国で五千七百九十八事業、決算規模は八千九百五十六億円にも達しております。このような飛躍的な発展を見せ、地域住民の福祉の向上に大きな役割りを果たしている反面、その経営状態は、現在の赤字事業数は約四百有余にのぼっております。三十九年度末の累積赤字も六百六十億円、四十年度末には一千億円にも達するであろうといわれております。このような現状では、政府の言うように独立採算制に徹することは不可能と言わざるを得ないのです。一地方自治体、一公営企業の能力では、この解消是不可能であります。大衆負担によらず、自己資本を充実して、事業の運営と発展に必要な資金を確保するために、政府は、公営企業金融公庫債を発行して資金調達を容易にし、かつ充実せしめるとか、低廉な政府資金を公営企業金融公庫に貸し付けるとか、はたまた、地方公営企業体へ貸し出す場合に、七分三厘という高利息ではなく、企業特別融資という立場で、できる限りの低利資金を貸し付けするようにすべきだと思いますが、いかがですか。

次に、地方公営企業の建設投資の財源は、現在八割近くも企業債でまかなつております。この元利償還が年々ふえ続け、料金収入のうち、水道は三五・七%、工業用水道は七七・九%、地下鉄等は

(外) 報 告 号

8

実に入〇・二%というものが借金払いに充てられます。このように元利償還が増加して、公営企業会計を圧迫しているのであります。が、政府はどの事業が全国で三十二事業もあると聞いておりまます。このように元利償還が増加して、公営企業会計を圧迫しているのであります。が、政府はどのような援助策を講ずるのですか。地方自治体の一大会計からその繰り入れ金は、三十九年度で見ると六百十一億円にものぼっております。これが地方財政全体への大きな圧迫要因となつてゐることは周知のとおりであります。このようにしても、なおかつ、財源不足に悩んでいるのが実態であります。地方公営企業財政の健全化からいけば、一般会計からの繰り入れもまたやむを得ないものと思いますが、政府は、これに対し企業の合理的な援助をするお考えはないか、お伺いいたします。

次に、再建債の利子補給についてであります。が、年六分五厘をこえるものについて、一分五厘を限度とするものを出そろと言われておりますが、かつての財政再建債等と同様に、三分五厘を地方公営企業の育成をはかるため、財政的、制度的に援助をするお考えはないか、お伺いいたします。

最後に、調査会の答申によれば、国の公共料金抑制措置により、料金の適正化が行なわれなかつたために生じたバス事業等の収入の欠陥については、それを補うために、国において適切な措置を講すべきである、かように答申されておりますが、どのようにになっておりますか、お伺いいたします。

臣からお答えいたします。(拍手)

〔國務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○國務大臣(永山忠則君) 詳細は委員会で十分ひとつ御意見を拝聴いたしまして、これに対しまして御審議をわざわざ、私のほうの意見も申し上げるのでございますが、一応要点について御回答申上げます。

赤字解消は五ヵ年以内では無理ではないかといふ御意見もございますが、そのとおりに考えておらなければ、職員の能率を十分に反映せしめるといふことが述べられておりますが、このことによつて、職員が現在の給料より切り下げる生活の保障が危ぶまれるようなことはありませんか。附則第八条には、職員の受ける給料に著しい変動がないように適切な考慮を払うといわれておりますが、これは法改正のために給料に著しい変動があり得ることを証明しているようなものであります。国民所得水準はまだまだ低い段階にあり、したがつて、職員の給与水準についても十分慎重を期さなくてはなりません。国民所得水準はまだまだ低い段階にあり、したがつて、職員の給与水準についても十分慎重を期さなくてはなりません。が、やはり、これもまた経営状態すべてを見て、将来考へる必要はないか。これはお説のように考

えておるのであります。

また、一般会計から繰り出して公益性を強化したり、という問題についても、基本的には、公益性のあり方、その限度ということで考えていくべきでございまして、この点は負担区分の明瞭化ということを、先刻申しましたように、はつきり一般会計で出すべきものは出すという方向でいかなければならぬということで、一般会計で出すべきものをよく検討してやるようなどということでおいたしておりますから、内容によって、これらをまた委員会で十分検討をしていただきたいと存じます。

また、再建債を三分五厘にすべきである、六分五厘は高いということが言われたのでござりますが、これらも現段階においては六分五厘でこれを解消できるというように考えておりますけれども、さもなく状態等を見まして、三分五厘の問題は前向きで検討をさしていただきたいと考えておるのでございます。

給与の関係におきましては、給与を切り下げていくということは目的でございません。能率化をはかり、効率的運営をするということが原則でございますから、その原則に従つて給与の合理化をはかつていただきたいというように考えておるのであります。ただ、その際、法の意思に反して非常な激減をするようなことがある場合も考えられますので、そういう激減は緩和されねばならぬということを注意的に規定をいたしておるのでございま

次に、交通行政の一元化に対しましては、運輸行政は特に広域行政でございますので、これらは臨調等の答申もござりますので、近くこの問題について解決をいたしたいと考えております。地下鉄に対しましては、お説ごともどもございますので、先刻答弁いたしましたように、十分将来国庫の負担をどうしていくかということと、この一年間は御意見を尊重いたして検討を続けてまして、来年度その補助率等を決定をいたしたいと考えて、とりあえず補助を増すということに予算

面が落ち着いておるのでござります。

また、料金決定の問題につきましては、利用者の声を聞くということはござるものでございますので、これはやはり議会というものがきめるようになります。議会で公聴会を開くようなりとをやつておりますが、そういう点に対しても十分指導をいたしまして、公聴会等によつて利用者の意見を聞き、その際に経営内容等も公表をいたす。なお、運輸審におけるところの公聴会等についても、もつと開放的に、大衆にわかるようにならぬ行政指導をいたしたいと考えております。

また、バスの関係の政府資金は、本年も十五億、政府資金を六分五厘で出すようにいたしておりまして、料金の不当の値上げを押えるよういたしておりますが、これらの点に対しましても、たしておりますが、これからの点に対しましても、また委員会で十分御意見を承りまして、御審議の途次、御指導、御進言をいただきたいと考えております。(拍手) 次第であります。(拍手)

内四郎君

右。 委員長の報告を求めます。外務委員長木

〔審査報告書は都合により追録に掲載

航空業務に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締

右は本院において承認することを議決した
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和四十一年四月二十八日

參議院議長 重宗 雄三殿

航空業務に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
基づき、国会の承認を求める。

(イ) 附屬書Ⅰ及び附屬書Ⅱとは、この協定の附屬書Ⅰ及び附屬書Ⅱ又は第十八条第2項の規定に従つて改正される同附屬書Ⅰ及び同附屬書Ⅱをいふ。

附屬書は、この協定の不可分の一部をなすものとし、「協定」というときは、別段の定めがある場合を除くほか、附屬書Ⅰ及び附屬書Ⅱを含むものとする。

また、国からも援助をするが、しかし、同時に、自治体、企業体自体の反省合理化をこの機会にぜひ実現しなければならぬと、かように考えているわけであります。お話を伺つてみると、國の援助ばかり虫間さしてますが、そしちよ。いやうらうら

航空業務に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の協定
日本国政府及びソヴィエト社会主義共和国連邦
政府は、

それを他の領域の間に
航空業務を開設するたゞ
希望して、

この協定の適用上、文脈により別に解釈され

- (b) 「航空立場局」とは、日本国にあつては運輸大臣及び同大臣が遂行している民間航空に関する権限を有する人又は機関をいい、ソヴィエト社会主义共和国連邦にあつては民間航空大臣及び同大臣が遂行している民間航空に関する権限を有する人又は機関をいう。

(a) 「指定航空企業」とは、締約国により、この

第二条

1 各締約国は、他方の締約国に対し、特定路線における国際航空業務（以下「協定業務」といふ。）の運営のため、この協定で定める権利を許す。

2 各締約国の指定航空企業は、この協定の規定に従うことを条件として、協定業務を運営するに従うことを条件として、協定業務を運営する間に、次の特権を享有する。

- (a) 他方の締約国が指定するその領域内の空港に運輸以外の目的で着陸する特権
- (b) 国際運輸の対象たる旅客、貨物及び郵便物の積卸し及び積込みのため、当該特定路線について附属書Ⅱで定める他方の締約国の領域内の地点に着陸する特権

第三条

1 一方の締約国が当該締約国の領域への入国若しくはそこからの出国又は当該領域内にある間の積卸し及び積込みのため、当該特定路線について附属書Ⅱで定める他方の締約国の領域内の地点に着陸する特権

2 運航に関連する技術的及び商業的な事項、特に時間表、決済手続及び地上における航空機のための技術的業務は、指定航空企業間の商業上の取扱によつて定められるものとする。この商業上の取扱は、必要な場合には、両締約国の権限のある当局によつて承認されなければならない。

3 一方の締約国の航空当局は、1に規定する運賃許可を与えるにあたり、他方の締約国の指定航空企業が、当該航空当局により国際航空業務の運営に通常かつ合理的に適用される法令で定める要件を満たすものである旨を立証することを、その指定航空企業に要求することができる。

4 各締約国は、他方の締約国の指定航空企業の航空機が自國の領域内において航行すべき航空路を決定する。

5 いずれか一方の締約国は、このようにして決定された航空路に満足しないときは、いずれの締約国が指定航空企業による協定業務をも停止

第四条

締約国は、協定業務の安全かつ効果的な運営を確保するため、附屬書Ⅱに定めるすべての必要な措置を執らなければならない。

第五条

1 一方の締約国の法令であつて、国際航空に從事する航空機の当該締約国の領域への入国若しくはそこからの出国又は当該領域内にある間の

当該航空機の運航及び航行に関するものは、他方の締約国が指定航空企業の航空機に適用されるるものとする。

2 一方の締約国の法令であつて、航空機の旅客、乗組員、貨物及び郵便物の当該締約国の領域への入国及びそこからの出国にに関するもの、特に上陸許可、旅券、税関、通貨及び検疫に関するものは、当該締約国が、その他の施設の使用について他方の締約国の指

するものと/or。この場合、他方の締約国の指定航空企業の航空機への入国及びそこからの出国の際に、又は当該領域内にある間、他方の締約国の指定航空企業の航空機の旅客、乗組員、貨物及び郵便物に適用されるものと/or。この場合、

3 2の規定にかかわらず、一方の締約国が指定航空企業の航空機の乗組員が協定業務に従事するにあたり他方の締約国への入国につき査証を必要とする場合は、その査証は、少なくとも六箇月の期間有効とし、両締約国が合意する数回の期間にわたる。この査証を必要とする場合は、

4 第七条

1 各締約国の指定航空企業が協定業務において提供する運航回数、使用する航空機の機種その他の輸送力に関する基本的な事項については、両締約国の航空当局間の合意により決定するものとする。

2 一方の締約国の指定航空企業により特定路線において行なわれる臨時の飛行は、当該指定航空企業が他方の締約国の航空当局に対しても提出する許可申請により実施することができる。前記の臨時の飛行を実施する手続は、両締約国の航空当局間の合意により決定されるものとする。

3 一方の締約国の指定航空企業の航空機は、他方の締約国が、その領域への入国及びそこからの出国の際に、関税、検査手数料その他これらに類する課徴金を免除されるものとする。

4 第十条

1 一方の締約国の指定航空企業の航空機による

2 前記の送金は、いかなる種類の租税をも課さず、また、他のいかなる制限にも服しない。

3 旅行者は、日本国内及びソヴィエト社会主義共和国連邦内の地点の間の並びにそれらの地点をこえての旅行のため、いずれの締約国が指定航空企業の航空機を利用することができます。

4 この3の規定は、貨物について準用する。

5 第八条

1 各締約国の指定航空企業は、協定業務から得た収入を、送金の時の公の市場における為替相場により、合衆国ドルでその本店に送金するこ

しを他方の締約国に提供しなければならない。

第六条

1 各締約国は、他方の締約国が指定した航空企業の実質的な所有及び実効的な支配が当該他方の締約国又はその国民（法人を含む。）に属していないと認められた場合には、第一条2に定める特権を当該航空企業に與して一時的に停止し、又は取り消す権利を留保する。

2 各締約国は、他方の締約国が指定航空企業が第二条2に掲げる特権を許すする締約国第五条1及び2に掲げる法令を遵守しなかつた場合又はこの協定で定める条件に従つて運営しなかつた場合には、当該航空企業による前記の特権の行使を停止する権利又は当該航空企業によるそれらの特権の行使に対し必要と認める条件を課する権利を留保する。ただし、重ねて法令の違反が生ずることを防止するため又は航行の安全上の理由により即時に停止し又は条件を課するやむを得ない必要がある場合を除くほか、この権利は、他方の締約国と事前に協議した後でなければ行使することができない。

第九条

1 いずれか一方の締約国がその管理の下にある空港その他の施設の使用について他方の締約国が定めた料金は、日本国がソヴィエト社会主義共和国連邦の指定航空企業に課し、又は課することを許す料金は、公正かつ合理的なものでなければならない。

2 ただし、ソヴィエト社会主義共和国連邦が日本国に課す料金は、日本国内及びソヴィエト社会主義共和国連邦内の地点の間の並びにそれらの地点をこえての旅行のため、いずれの締約国が指定航空企業の航空機を利用することができる。

3 この3の規定は、貨物について準用する。

第十条

1 一方の締約国の指定航空企業の航空機による

2 前記の送金は、いかなる種類の租税をも課さず、また、他のいかなる制限にも服しない。

3 旅行者は、日本国内及びソヴィエト社会主義共和国連邦内の地点の間の並びにそれらの地点をこえての旅行のため、いずれの締約国が指定航空企業の航空機を利用することができます。

第十二条

1 各締約国の指定航空企業が協定業務において

2 前記の送金は、いかなる種類の租税をも課さず、また、他のいかなる制限にも服しない。

3 旅行者は、日本国内及びソヴィエト社会主義共和国連邦内の地点の間の並びにそれらの地点をこえての旅行のため、いずれの締約国が指定航空企業の航空機を利用することができます。

第十三条

1 各締約国の指定航空企業が協定業務において

2 前記の送金は、いかなる種類の租税をも課さず、また、他のいかなる制限にも服しない。

3 旅行者は、日本国内及びソヴィエト社会主義共和国連邦内の地点の間の並びにそれらの地点をこえての旅行のため、いずれの締約国が指定航空企業の航空機を利用することができます。

第十四条

1 各締約国の指定航空企業は、協定業務から得た収入を、送金の時の公の市場における為替相場により、合衆国ドルでその本店に送金するこ

とができる。

(号)外報官

4 一方の締約国の指定航空企業の航空機による使用のみを目的として他方の締約国の領域内で当該航空機に積載される燃料、潤滑油、航空機貯蔵品、予備部品及び正規の航空機装備品は、当該領域における関税規則に従うことを条件とする。課徴金を免除されるものとする。

5 1、3及び4の規定に基づいて関税及び課徴金を免除される燃料、潤滑油、航空機貯蔵品、予備部品及び正規の航空機装備品は、他方の締約国が税関当局の許可なしに当該他方の締約国の領域内で取り卸すことはできない。これらの物品は、使用し又は消費することができないとときは、再輸出しなければならない。これらの物品は、使用し又は再輸出するまでの間、当該他方の締約国の税関当局の管理下に置くものとする。

第十一條

特定路線に関する運賃は、指定航空企業間の合意により、國際慣行上合理的と認められるべき水準に定めるものとする。合意された運賃及びその改正は、両締約国の航空当局の認可を受けなければならない。

第十二条

1 協定業務に従事するすべての航空機は、その適正な国籍及び登録の記号を掲げなければならず、かつ、次に掲げる書類を携行しなければならない。

(1) 登録証明書

(2) 耐空証明書

(3) 各乗組員の適切な免状又は証明書

(4) 航空機局免許状

(5) 旅客を運送するときは、その氏名、乗込地及び目的地の表

(6) 貨物を運送するときは、積荷目録及び貨物の細目申請書

2 一方の締約国により発給され又は有効とされている1に掲げるすべての書類は、他方の締約国の領域内において有効なものと認められなければならない。

ればならない。ただし、当該証明書、免状又は免許状が発給され又は有効とされる要件は、国際航空連送において一般に受け入れられている基準より低いものであつてはならない。

第十三條 第十六條
一方の締約国は、他方の締約国の指定航空企業に対し、協定業務の運営を容易にするため、当該航空企業の技術、航行及び営業の要員を自國の領域内に維持する権利を許すしなければならない。また、国内法令に従い、これらの要員による任務の効果的な遂行を確保するために必要な便宜を供与しなければならない。

2 一方の締約国が他方の締約国との領域内に常駐させる要員の数は、両締約国間の合意により決定する。

3 この条に定める要員及び両締約国の指定航空企業の航空機の乗組員は、締約国の国民でなければならない。

第十四條 第十九條
一方の締約国の航空当局は、他方の締約国の航空当局の要請があつたときは、当該航空当局に対し、自國の指定航空企業が協定業務において供給する輸送力の検討のために合理的に必要とされる定期の又はその他の統計表を提供しなければならない。その統計表は、前記の指定航空企業が協定業務において運送する旅客、貨物及び郵便物の総計を知るために必要なすべての情報を含むものでなければならない。

近づくことを認めること。
(c) 事件の状況の調査を行なうこと。
(d) 他方の締約国の航空当局の権限のある代表者及び事件に係る航空機の属する指定航空企業の権限のある代表者が直ちに当該航空機に

空当局の要請があつたときは、当該航空当局に対し、自國の指定航空企業が協定業務において供給する輸送力の検討のために合理的に必要とされる定期の又はその他の統計表を提供しなければならない。その統計表は、前記の指定航空企業が協定業務において運送する旅客、貨物及び郵便物の総計を知るために必要なすべての情報を含むものでなければならない。

この協定は、いずれか一方の締約国が他方の締約国からこの協定を終了させる意思を有する旨の書面による通告を受領した日から一年を経過する時まで効力を存続する。

第二十条
この協定は、各締約国により、それぞれの国内法上の手続に従つて承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する外交上の公文が交換された時に効力を生ずる。

以上上の証拠として、下名は、各自の政府により正當に委任を受け、この協定に署名した。

千九百六十六年一月二十一日にモスクワで、ひとしく正文である日本語及びロシア語により本書二通を作成した。

(e) 他方の締約国の要請があつた場合には、当該他方の締約国の航空当局の代表者が検査を行なうまでの間、当該航空機及びその積載物を合理的に実行可能な限りそのままにしておくこと。

(f) 当該航空機及びその積載物が調査に必要でなくなつたときは、直ちに解放すること。

(g) 他方の締約国が航空当局に対し、調査の報告書を作成した後直ちに、これを送付すること。

第十七條
この協定の解釈又は適用に關して両締約国間に

紛争が生じた場合には、両締約国は、両国の間の交渉によつてその紛争を解決しなければならない。

第十八條
1 いずれの一方の締約国も、この協定の実施に關するすべての事項について緊密な協力を確保し、又はこの協定を改正するため、いつでも、他方の締約国との協議を要請することができる。この協議は、要請を受領した日から六十日の期間内に開始しなければならない。

2 附屬書I及び附屬書IIの改正は、両締約国

ノヴィエト社会主義共和国連邦政府のため

Y・F・ロギノフ

日本国政府のため

椎名悦三郎

つき日本国の西海岸及びシベリアの上空を経由する特定路線において行なわれる国際航空業務の開始を認めることが可能となる時までの期間は、両締約国政府間において合意されるところに従い、暫定的に運営されるものとする。

2 この議定書は、協定の不可分の一部をなすものとする。

以上の証拠として、下名は、各自の政府により正當に委任を受け、この議定書に署名した。

一千九百六十六年一月二十一日にモスクワで、ひとしく正文である日本語及びロシア語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

ソヴィエト社会主義共和国連邦政府のために

Y・F・ロギノフ

○木内四郎君登壇、拍手

○木内四郎君　ただいま議題となりました協定は、わが国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間に定期航空業務を開設することを目的とし、業務の開始及び運営についての手続と条件とを規定するとともに、両国の航空企業がそれぞれ業務を行なうことができる路線を定めているものであります。この間の二国間航空協定に一般に規定されることはかにソヴィエト連邦が国際民間航空条約によって、わが国がこれまでに締結した二十一カ国との間の二国間航空協定に一般に規定されています。この協定は、わが国がこれままでにかんがみまして加えられた規定を含んでおるのであります。この協定には、さらにも、シベリア上空が開放されて協定上の相互乗り入れが可能となるまでの期間は、政府間の合意により、暫定運行を行なうことと規定する議定書が、協定の不可分の一部として付属しておるのであります。

この協定が締結されると、両国の航空企業は、さしあたり共同運航の形式により東京とモスクワとの間の飛行を行なうこととなります。このとすると、東京—モスクワ間の飛行は、従来の欧洲経由の場合と比較し、距離、運賃、所要時間等において著しく改善をみることになるのであります。さらに、シベリア上空が開放されて相互乗り入れが実現する場合には、わが国の航空企業にとって、モスクワ以遠第三国内の地点について運航することも確保されておるのであります。

わが国が世界にさきがけてシベリア経由モスクワ線を運航する権利を得ることは、わが国の国際航空界における地位を向上させることはもとよりあります。さらに、今後の日ソ両国関係の発展のために重要な意義を有するものと期待されております。

委員会におきましては、慎重審議、特に暫定期間中の共同運航の態様、北回り歐州線への影響、暫定期間後の本協定実施の見通しと政府の方針、モスクワ以遠乗り入れの具体的計画等につき、熱心な質疑応答が行なわれましたが、詳細な会議録によつて御承知を願いたいと思います。

昨十二日質疑を終え、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して森委員より、「ソ連が、二年以内に相互乗り入れを実現するといふわがほうの希望を了承し、かつ、その際は、わが国を優先的に扱うと約束した誠意は、高く評価したい。したがつて、政府は、この誠意を具体的に実現すべく、本協定実施のために引き続き努力するよう希望して賛成する」との意見が述べられ、次いで採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本件を問題に供します。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致をもって承認することに決しました。

○議長(重宗雄三君) 日程第三、運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長熊谷太三郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十一年四月八日

参議院議長　重宗　雄三殿

衆議院議長　山口喜久一郎

運輸省設置法の一部を改正する法律案

(小字及び一は衆議院修正)

運輸省設置法の一部を改正する法律案

運輸省設置法の一部を改正する法律

運輸省設置法昭和二十四年法律第百五十七号)

目次中「第三十九条第一項第五十五条の三」を「第三十九条第一項第五十五条の四」に、「航空交通管制本部(第五十五条の三)」を「航空交通管制部(第五十五条の三)」に改める。

第二十三条规定中第十号から第十四号の二までの削り、「第十五号を第十号とし、第十六号を第十一号とし、第十七号を第十二号とする。」

第三十条第一項中「第一号」の下に「及び第二号」を加え、「第二号から第五号まで」を「第三号から第六号まで」に改め、同項第五号中「関すること」と

の下に「港湾技術研究所の所掌に属するものを除く。」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「開すること」の下に「前号に掲げるものを除く。」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 人工衛星による航法の開発に関する事項第三号から第六号までに改める。

三 飛行場の土木施設の建設、改良及び保全に関する事項。

第三十八条に次の二項を加える。

3 第二項の表に掲げる附属機関のうち、港湾審議会は、同表に規定する事項のほか、昭和四十三年三月三十一日までの間に限り、運輸大臣の諮問に応じて港湾運送事業の合理化に関する重要事項を調査審議することができる。

第三十九条中「航空交通管制本部」を「航空交通管制部」に改める。

第四十条第一項中第四号の四を削り、第四号の五を第四号の四とし、第四号の六から第四号の八までを一号ずつ繰り上げる。

第五十五条の二第一項第二号を次のように改め

る。

一 航空交通管制のうち、飛行場管制、着陸誘導管制及びターミナル・レーダー管制に関する事務。

第五十五条の二第一項第三号及び第四項中「航空交通管制本部」を「航空交通管制部」に改める。

第二章第四節第五款を次のように改める。

第五十五条の二第一項第三号及び第四項中「航空交通管制部」を「航空交通管制部(第五十五条の三)」に改め、同号を同項第十二号とする。

第五十五条の三 航空交通管制部は、本省の所掌事務のうち、次の事務を分掌する。

一 航空交通管制のうち、航空路管制及び進入管制に關すること。

二 飛行計画の承認に關すること。

2 運輸大臣は、必要がある場合は、航空交通管制部の所掌事務の一部を航空保安事務所に分掌させることができる。

第五十五条の四 航空交通管制部の名称及び位置は、次のとおりとする。

第五十五条の四 航空交通管制部の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
札幌航空交通管制部	札幌市
東京航空交通管制部	東京都北多摩郡久留米町
福岡航空交通管制部	福岡市

航空交通管制部の管轄区域及び内部組織は、運輸省令で定める。

第八十三条の表を次のように改める。

区 分	定 員
本省	一五、〇五六人
船員労働委員会	五四四人
海上保安庁	一一、二三六人
海難審判庁	一一四〇人
気象庁	六、一二三人
合 計	三三、七〇八人

(施行期日)

1 この法律は、(公布の日)昭和四十一年四月一日から施行

し、改正後の運輸省設置法第八十三条の規定及び次項の規定は、昭和四十二年四月一日から適用する。

2 運輸省本省の定員は、改正後の運輸省設置法第八十三条の規定にかかわらず、昭和四十二年二月二十八日までの間は、一万五千五十七人とする。(海上保安庁法の一部改正)

5 4 (航空法の一部改正)

一部を次のように改正する。

5 第百三十七条第一項中「航空交通管制本部長」を「航空交通管制部長」に改める。

5 (自衛隊法の一部改正)

一部を次のように改正する。

5 第百一条第一項中「航空交通管制本部」を「航空交通管制部」に改める。

5 (自衛隊法昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

5 第百一条第一項中「航空交通管制本部長」を「航空交通管制部長」に改める。

〔龍谷太三郎君登壇、拍手〕

○龍谷太三郎君 ただいま議題となりました運輸省設置法の一部を改正する法律案について、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案の内容は、第一に、船舶航行の安全に関する事務の所掌を整備すること、第二に、船舶技術研究所において人工衛星による航法の開発に関する研究を、また、港湾技術研究所において滑走路の建設方法等の研究を行なうこととする

こと、第三に、港湾審議会において、二年間に限り、港湾運送事業の合理化に関する重要な事項を調査審議すること、第四に、航空交通管制本部を廢止して、東京、札幌、福岡に航空交通管制部を新設すること、第五に、運輸省の職員の定員を改めること等であります。なお、本法律案は、衆議院において施行期日等について所要の修正が加えられております。

委員会におきましては、衛星航法の研究計画、議員、副議長、河野謙三君出席者は左のとおり。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十四分散会

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(重宗雄三君)

別に御発言もなければ、こ

れより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。(拍手)

○議長(重宗雄三君)

別に御発言もなければ、こ

れより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(重宗雄三君)

別に御発言もなければ、こ

れより採決をいたします。

中野 文門君	坂本 宜実君	長谷川 仁君	奥村 悅造君	黒木 利克君	栗原 祐幸君	岸田 幸雄君	谷村 貞治君	山本 杉君	大谷藤之助君	西田 信一君	松野 幸一君	津島 文治君	塙見 優二君	迫水 久常君	山下 春江君	安井 謙君	小山邦太郎君	吉武 恵市君	鈴木 市蔵君	木村 美智男君	小野 明君	野々山一三君	櫻井 志郎君	金丸 富夫君	大森 創造君	青田源太郎君	井川 伊平君	鈴木 強君	阿部 竹松君	木内 四郎君	柳岡 秋夫君	増原 恵吉君
中野 文門君	坂本 宜実君	長谷川 仁君	奥村 悅造君	黒木 利克君	栗原 祐幸君	岸田 幸雄君	谷村 貞治君	山本 杉君	大谷藤之助君	西田 信一君	松野 幸一君	津島 文治君	塙見 優二君	迫水 久常君	山下 春江君	安井 謙君	小山邦太郎君	吉武 恵市君	鈴木 市蔵君	木村 美智男君	小野 明君	野々山一三君	櫻井 志郎君	金丸 富夫君	大森 創造君	青田源太郎君	井川 伊平君	鈴木 強君	阿部 竹松君	木内 四郎君	柳岡 秋夫君	増原 恵吉君
中野 文門君	坂本 宜実君	長谷川 仁君	奥村 悅造君	黒木 利克君	栗原 祐幸君	岸田 幸雄君	谷村 貞治君	山本 杉君	大谷藤之助君	西田 信一君	松野 幸一君	津島 文治君	塙見 優二君	迫水 久常君	山下 春江君	安井 謙君	小山邦太郎君	吉武 恵市君	鈴木 市蔵君	木村 美智男君	小野 明君	野々山一三君	櫻井 志郎君	金丸 富夫君	大森 創造君	青田源太郎君	井川 伊平君	鈴木 強君	阿部 竹松君	木内 四郎君	柳岡 秋夫君	増原 恵吉君
中野 文門君	坂本 宜実君	長谷川 仁君	奥村 悅造君	黒木 利克君	栗原 祐幸君	岸田 幸雄君	谷村 貞治君	山本 杉君	大谷藤之助君	西田 信一君	松野 幸一君	津島 文治君	塙見 優二君	迫水 久常君	山下 春江君	安井 謙君	小山邦太郎君	吉武 恵市君	鈴木 市蔵君	木村 美智男君	小野 明君	野々山一三君	櫻井 志郎君	金丸 富夫君	大森 創造君	青田源太郎君	井川 伊平君	鈴木 強君	阿部 竹松君	木内 四郎君	柳岡 秋夫君	増原 恵吉君
中野 文門君	坂本 宜実君	長谷川 仁君	奥村 悅造君	黒木 利克君	栗原 祐幸君	岸田 幸雄君	谷村 貞治君	山本 杉君	大谷藤之助君	西田 信一君	松野 幸一君	津島 文治君	塙見 優二君	迫水 久常君	山下 春江君	安井 謙君	小山邦太郎君	吉武 恵市君	鈴木 市蔵君	木村 美智男君	小野 明君	野々山一三君	櫻井 志郎君	金丸 富夫君	大森 創造君	青田源太郎君	井川 伊平君	鈴木 強君	阿部 竹松君	木内 四郎君	柳岡 秋夫君	増原 恵吉君

右全会一致をもつて可決すべきものと議決し

[第二十四号参照]
審査報告書

労働組合法の一部を改正する法律案

一、費用

この法律案は、民間空港の用に供する固定資産を国有資産等所在市町村交付金の対象資産に加え、これに伴い当該対象資産の範囲、交付金算定標準額の特例、二以上の市町村にわたる固定資産の価格の配分、昭和四十一年度分の市町村交付金の特例等について規定したもので、空港所在市町村の財源の充実を図るために、おおむね妥当な措置と認める。

四千万円が昭和四十一年度予算に計上されたいな、別紙のような附帯決議を行なつた。

た。よつて要領書を添えて、報告する。

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。

昭和四十一年四月二十一日

審査報告書

政府は、国有資産等所在市町村の財政の現況と交納付金制度の運用の実態にかんがみ、速かに左の諸点を検討し善処すべきである。

一、交付金の対象となる国有林野にかかる土地の価格は、固定資産税の課税の場合に比して低いと思われる所以、当該価格の適正化を図るものとすること。

二、本法の規定の趣旨にからりみて、公社資産等の価格の評価については、固定資産税負担との均衡を失しないよう適正を期すること。

右決議する。

一、委員会の決定の理由
この法律案は、外務省設置法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年四月二十一日

審査報告書

外務省設置法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年四月二十一日

審査報告書

昭和四十一年五月十三日 参議院会議録第二十七号

參議院議長 重宗 雄三殿 内閣委員長 熊谷太三郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、労働者災害補償保険法の改正と対応し、国家公務員災害補償制度について、障害補償の年金の範囲の拡大、職員との親族関係の深い遺族に対する遺族補償の年金化等を行なおうとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用
別に費用を要しない。

審査報告書

在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法律案をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年四月二十一日

外務委員長 木内 四郎
參議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、在ガンビア大使館の新設、在シンガポール総領事館の大天使館への昇格、在高雄、在バース及び在ナホトカ各総領事館の新設等、在ポートランド及び在釜山各領事館の総領事館への昇格、在エドモントン領事館の新設等を行なおうとするものであつて、外交活動を充実強化する見地から妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴い必要な費用として、約八千八百万円が昭和四十一年度予算に計上されてい る。

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可

定価 一部 二十五円
（ふだん良質紙は三十二円）
発行所
東京都港区赤坂葵町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八一 四四二（大代）